

第1回（仮称）富里市協働のまちづくり条例検討委員会次第

日 時 平成21年2月3日(火)
午後3時から
場 所 分庁舎 2階大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 自己紹介

5. 議 題

(1) (仮称) 富里市協働のまちづくり条例の考え方について

(2) 今後の進め方について

6. その他

7. 閉 会

※閉会後に庁内の研究会と合同で講演会を開催します。

(仮称) 富里市協働のまちづくり条例の基本的な考え方

1. 条例の基本的な考え方

本市が目指す協働のまちづくりの考え方は、現総合計画においては、「行政は常に住民の立場や視点で考え、住民は自らのまちを自らの手でつくりあげていくという認識のもとで、ともに手を携えていくことが求められており、今後は、市民と行政が情報を共有しながら互いに責任と役割を認識し、相互信頼に基づくパートナーシップに根ざした協働・連携のまちづくりを目指す」としております。

のことから、現時点で考える協働のまちづくりの基本的な柱は二つあります。

一つは、市が政策を決定していくときの市民参画のルールの明確化です。本市がこれまで進めてきた市民参加に関する個別の施策を整理し、体系的に発展させ、市民参画の推進に関する手法・方法や、市民参加の評価・検証などを行い、市民参画に関する基本的な事項を定めます。

そのような取組の中で市民と共に市政運営を行っていく協働のまちづくりを形作っていきます。

もう一つは、自治会等の地縁による地域活動団体や、NPOやボランティア団体等の目的を共通にする非営利活動団体、行政などの様々な主体が、共に行動したり、お互いを補完し、連携・助け合い共に行動しながら、協働のまちづくりを築いていくことです。

この二つの柱を基軸として、協働のまちづくりを進めるための理念や制度、仕組みを確立するためには(仮称)協働のまちづくり条例を制定しようとするものです。

具体的には、21年度中の条例制定に向けて、公募により申し込みのあった市民及び市民団体等の代表からなる検討委員会を組織し、条例に盛り込むべき事項と、それを実効性あるものとするための方策について検討・提言をいただくこととしております。

また、検討に当っては市に府内研究会を組織し充分に連携を図りながら、協働についてより一層の緊密な連携が図られるよう検討段階から意思統一を図っていきます。

2. 条例制定の検討体制

(1)条例検討委員会

公募委員、市民団体の代表などで構成する(仮称)協働のまちづくり条例検討委員会を設置し、府内研究会とも連携を図りながら、協働のあり方、条例に盛り込む事項、推進体制について市長への提言を行う。

(2)研究会及びワーキンググループ

協働のまちづくりの推進のためには、行政との緊密な連携が重要であり、特に実際に個々の施策を展開している各課の理解と協力は必要不可欠である。

のことから、条例検討の段階から検討委員会との連携を図るため、研究会(課長級)、ワーキンググループ(班長級)を組織し、これまでの協働施策・事例の整理や条例に盛り込むべき事項の課題や対応方法、富里市の協働のあり方についての考え方について研究・検討を行う。

(3)市民の理解と制定に向けた機運づくり

条例の策定過程について広報やチラシ・公聴会等を通して市民に周知する。

3. 主な制定のスケジュール（仮）

20年4月	職員研修会の実施
11月	検討委員会要綱制定 ふれあい市民アンケート（協働）実施
11月～	庁内研究会及びワーキンググループを設置（以降隨時開催）
12月15日	広報により検討委員公募
21年2月	第1回条例検討委員会（協働についての勉強会） 協働に関する講演会（市民・職員対象） 第2回条例検討委員会（協働条例について・検討の進め方）
3月	第3回条例検討委員会（富里市の協働のあり方について）
4月	第4回条例検討委員会（協働条例・推進体制のたたき台案の提示） 第5回条例検討委員会（たたき台案に対する意見1・条例） 第6回条例検討委員会（たたき台案に対する意見2・推進体制）
5月	第7回条例検討委員会（中間報告とりまとめ）
6月	議会説明（中間報告）
7月	広報又は回覧（市民への中間報告） 公聴会（市民への中間報告）
8月	第8回条例検討委員会（市民意見等の整理） 第9回条例検討委員会（検討委員会（案）取りまとめ1）
9月	第10回条例検討委員会（検討委員会（案）取りまとめ2） 議会説明（パブコメ提示内容）
10月	パブリックコメント 第11回条例検討委員会（パブコメ意見の報告と対応検討） 第12回条例検討委員会（検討委員会最終提言案取りまとめ）
11月	第13回条例検討委員会（検討委員会からの提言） 庁議（最終案の承認）
12月	議会上程